

フタル酸エステルの制限の追加を勧告



米国消費者安全委員会 (CPSC) の慢性有害諮問委員会 (CHAP) は 2014 年 7 月、14 種のフタル酸エステル類と 6 種の代替物質に関するリスク報告書を公表し、そのうちの下記フタル酸エステル類に関して、製品中への含有濃度の規制を見直すべきと勧告しました。

○引き続き、製品中の含有濃度の制限を勧告されたフタル酸エステル類

(略称)	(和名)	(CAS 番号)
DBP	フタル酸ジブチル	84-74-2
BBP	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7
DEHP	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7
DINP	フタル酸ジイソノニル	28553-12-0 , 68515-48-0

○現在規制対象外であるが、規制を勧告されたフタル酸エステル類

(略称)	(和名)	(CAS 番号)
DIBP	フタル酸ジイソブチル	84-69-5
DPENP	フタル酸ジペンチル	131-18-0
DHEXP	フタル酸ジヘキシル	84-75-3
DCHP	フタル酸ジシクロヘキシル	84-61-7
DIOP	フタル酸イソオクチル	27554-26-3

○現在は規制対象であるが、規制の解除を勧告されたフタル酸エステル類

(略称)	(和名)	(CAS 番号)
DNOP	フタル酸ジ-n-オクチル	117-84-0
DIDP	フタル酸ジイソデシル	26761-40-0 , 68515-49-1

なお、規制濃度はいずれも 0.1%、対象となる製品は子供向けの玩具、育児用品となります。

当社では、フタル酸エステル類の測定についても実績があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2014 年 7 月付 CPSP レポート

“CHRONIC HAZARD ADVISORY PANEL ON PHTHALATES AND PHTHALATE ALTERNATIVES”

化学分析箇所 山本倫大

水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP (水道水質検査優良試験所規範) の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関 (日本水道協会) から認められました。